



## 古河税務署からのご案内

### ■確定申告のお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。書面で印刷して送付またはe-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかで提出ください。

### 【確定申告会場の開設】

**期間** 2月16日(木)～3月15日(水)[受付:午前8時30分～、相談は午前9時～午後5時]  
※土曜日、日曜日を除く。

**会場** 古河税務署

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

HP <http://www.nta.go.jp>

### ■社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書提出の際は、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

○本人確認(番号確認および身元確認)を行う際に使用する書類の例

例1: 個人番号カード

例2: 通知カード+運転免許証、健康保険の被保険者証など

### ■公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません(ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります)。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されません。

### ■納付期限と振替納税の利用

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納付期限および振替日は次のとおりです。

○現金納付・電子納税の場合: 3月15日(水)

○振替納税の場合: 4月20日(木)

確定申告による個人事業者の人の消費税および地方消費税の納付期限および振替日は、次のとおりです。

現金納付・電子納税の場合: 3月31日(金)

振替納税の場合: 4月25日(火)

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

### ■贈与税の概要

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

○**暦年課税**: 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算するものです。その財産の価額の合計額が基礎控除(110万円)を超える場合は、贈与税の申告をする必要があります。なお、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り)は、「特例税率」を適用して税額を計算します。

○**相続時精算課税**: 贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。この、特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができます。相続時精算課税を選択できる一定の要件は次のとおりです。

|        |  |
|--------|--|
| 贈与者の要件 | 贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母                                |
| 受贈者の要件 | 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人で、かつ、贈与を受けたときにおいて贈与者の直系卑属である推定相続人および孫 |

### ■贈与税の申告と納税

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。

なお、贈与税の納付は振替納税をご利用できませんので、ご注意ください。

**問** 古河税務署 ☎32-4161